



全社協・地域福祉部 News File No.171

令和 5 年 4 月 24 日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/生活福祉資金貸付事業支援室
全国ボランティア・市民活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

- 『全社協・地域福祉部 News File』は、市町村社協法制化 40 周年を迎え、コロナ特例貸付を経験した今こそ、各社協が今後の目指すべき方向性を考える参考となるよう、全社協地域福祉推進委員会の各種専門委員会の検討状況や社協事業・活動関連の制度動向等をお伝えします。
- < 配信先 >
都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当・生活福祉資金担当、市区町村社会福祉協議会
- << 配信元 >>
全国社会福祉協議会 地域福祉部/生活福祉資金貸付事業支援室/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL：03-3581-4655 E-mail z-chiiki@shakyo.or.jp

今号のトピック

コロナ特例貸付を通じた社協実践

- 全社協「新型コロナウイルス特例貸付借受人への償還支援～社協による生活困窮者の生活再建支援の取り組み」

全社協からのお知らせ

- 全社協地域福祉推進委員会「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護支援体制の構築に向けた基本的な方策（第 2 次）」（令和 5 年 4 月 21 日）
- 全社協地域福祉推進委員会「日常生活自立支援事業におけるキャッシュレス決済の利用について～意思決定支援に基づく利用者の支援のために」（令和 5 年 4 月 21 日）

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「認定就労訓練事業の活用促進について」（令和 5 年 4 月 17 日）及び「生活困窮者の農福連携ガイドブックの発行について（情報提供）」（令和 5 年 4 月 18 日）
- 厚生労働省「「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正」（令和 5 年 4 月 17 日）及び「介護支援専門員資質向上事業ガイドライン」（令和 5 年 4 月 17 日）
- 厚生労働省「第 14 回社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」（令和 5 年 4 月 17 日）
- 厚生労働省「令和 6 年度の同時報酬改定に向けた意見交換会」（令和 5 年 4 月 19 日）
- 法務省「法制審議会家族法制部会第 25 回会議」（令和 5 年 4 月 18 日）
- こども家庭庁「第 1 回こども政策推進会議」（令和 5 年 4 月 18 日）及び「第 1 回こども家庭審議会」（令和 5 年 4 月 21 日）

情報提供・ご案内

- 厚生労働省「令和 5 年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）」（インターネット回答締切：令和 5 年 7 月 7 日）
- 農林水産省「令和 5 年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策 農福連携型） 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）及び農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）の追加公募予定」



▲画像をクリックすると該当ページにジャンプします。

コロナ特例貸付を通じた社協実践

◎ コロナ特例貸付を通じた社協実践を募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご連絡ください。

全社協「新型コロナ特例貸付借受人への償還支援～社協による生活困窮者の生活再建支援の取り組み」

令和2年3月から令和4年9月までの2年半、全国の社協ではその総力を挙げ、新型コロナウイルス感染症の拡大により生活に困窮する世帯に対し、生活福祉資金の特例貸付を実施、その実績は382万件、1兆4,431億円という未曾有の規模となりました。

この特例貸付の償還（返済）が令和5年1月から開始され、厚労省による速報値の公表も踏まえ、各種メディアにおいて償還状況に関する報道が相次いでいます。

今回の特例貸付については、開始当初から政府が国会審議において「実質的な給付措置の性格を有する」と説明するとともに、与党においても「返済免除特約付き貸付」と紹介するなど、給付に近い貸付との印象を与えていました。かつ、送金までの日数を最短とすることが優先され、申請も郵送を原則とするなど、社協として実質的な審査を行うことが困難なかで行われました。さらに、コロナ禍が長期化するなか、政府の強い意向により度重なる運用の見直しや10回に及ぶ受付期間の延長が繰り返されたことなどが、償還困難な借受人を拡大させる結果となっています。

生活福祉資金貸付は、資金貸付（経済的支援）とともにきめ細かな相談を通じた借受人への寄り添い支援を大きな特徴とするもので、今回の特例貸付は本来の姿とは大きくかけ離れたものといえます。全国の社協職員は、膨大な申請への対応、借受人に寄り添った支援を行えないことへの葛藤に加え、相談者からの暴言やクレームにさらされるなど厳しい状況下にあっても、国民の命と生活を守るべく対応を続けてきました。

このような経過のなかで、令和5年1月から償還が開始されました。貸付時期によって償還開始時期は異なりますが、令和5年1月に償還開始となった債権は約246万件を数えます。このうち約89万件は住民税非課税等を理由に償還免除となり、また約3.1万件が収入の減少等により償還がさらに最大1年猶予されています。それ以外の償還対象債権のうち、償還があったのは約46万件にとどまり、償還免除や償還猶予となっていないものの引き続き生活に困窮し、償還が困難となっている借受人が多数存在しているものと考えられます。

今回の特例貸付では、これまで潜在化していた生活困難者（少しでも収入が減ると生活費が賄えない層や一部の外国籍住民等）が顕在化し、特例貸付借受人（とくに滞納者）を含め、それぞれの状況に応じたフォローアップ支援の必要性が明らかになってきました。

全社協の「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者支援のあり方に関する検討会」報告書（令和4年12月）においては、借受人の分析を踏まえ、コロナ特例貸付の対応を通じて明らかになってきた地域生活課題として、「コロナ禍以前から生活困窮の状態の人が多い」、「コロナ禍以前から雇用が不安定な状態の人が多い」、「コロナ禍以前から家計のやりくりや金銭管理に問題を抱える人が多い」こと等を指摘しています。

こうした人びとの生活の再建、自立の支援は社会的な課題といえますが、全国の社協においては、これまで培ってきた「現場力」であるソーシャルワーク機能を発揮し、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の関係者・関係機関と連携・協働のもと、全力を挙げて取り組んでいます。

その一環として、全社協地域福祉推進委員会では各地の社協における先駆的、効果的な取組事例をとりまとめた事例集（「コロナ特例貸付を通じた支援～社会福祉協議会の実践事例集」）を発行し、全国の社協関係者で共有、取り組みの推進を図ることとしています。

※ 本稿は『全社協 Action Report 第240号（令和5年4月17日）』をもとに作成。

全社協地域福祉推進委員会「コロナ特例貸付を通じた支援～社会福祉協議会の実践事例集」

- 新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、解雇や離職、収入の減少等を余儀なくされ、生活困窮状態になる人々が増加しました。全国の社協では、令和2年3月25日から始まったコロナ特例貸付の申請対応や生活困窮の相談などを通じ、一人ひとりの相談者に真摯に向き合い、生活を支援してきました。
- 借受人を含む生活困窮者の生活再建への支援においても、地域住民や多機関と連携しながら、地域の状況に合わせた効果的で具体的な方策を展開・創出していく必要があります。
- そこで、全社協地域福祉推進委員会では、全国の社協における生活困窮者支援のさらなる充実のため、特例貸付の借受人を含む生活困窮者支援に関する社協の取り組みを事例集としてまとめました。
- 事例集では、それぞれの地域の状況に応じた方法で、地域住民や多機関と連携しながら借受人を含む生活困窮者支援に取り組む全国の社協の事例を①ニーズ把握、②地域への情報発信・はたらきかけ、③多機関連携、④部門間連携、⑤資源開発・問題解決、⑥県社協と市町村社協の連携の6つのポイントで整理して紹介しています。

<掲載事例>

- ①滋賀県・**大津市社会福祉協議会**
「特例貸付の状況分析による継続的な支援と地域への発信」
- ②大阪府・**堺市社会福祉協議会**
「横断的な体制による特例貸付の申請受付とフォローアップ支援」
- ③鳥根県・**松江市社会福祉協議会**
「コロナ禍の暮らしをつないで支えて守る」
- ④神奈川県・**横浜市旭区社会福祉協議会**
「特例貸付を契機とした住民の気づきを活かす支えあいの地域づくり」
- ⑤兵庫県・**相生市社会福祉協議会**
「借受人調査を通じた多機関連携による子育て世帯支援」
- ⑥奈良県・**上牧町社会福祉協議会**
「4町社協と自立相談支援機関による継続的な支援」
- ⑦福岡県・**筑後市社会福祉協議会**
「「困ったら社協へ」から「困っていないくても社協へ」にーコロナ特例貸付申請者の統計分析ならびにアンケート調査を通してー」
- ⑧神奈川県・**川崎市社会福祉協議会**
「生活困窮者支援の地域への発信～神奈川モデル構築に向けた「生活困窮のリアル」を通じた地域づくり～」
- ⑨東京都・**豊島区民社会福祉協議会**
「CSWや多機関連携による生活困窮者支援」
- ⑩静岡県・**菊川市社会福祉協議会**
「菊川市セーフティネット支援ネットワーク会議との連携による居住支援の取り組み」
- ⑪大阪府・**泉佐野市社会福祉協議会**
「多機関連携による外国人借受人への支援」
- ⑫香川県・**さぬき市社会福祉協議会**
「“オーダーメイドの支援を”チームさぬきで取り組む生活困窮者支援」
- ⑬神奈川県・**座間市社会福祉協議会**
「「チーム座間」で支える、つながり続ける支援」
- ⑭徳島県**社会福祉協議会**
「社協の相談支援機能強化と局内統合・多機関連携」
- ⑮沖縄県**社会福祉協議会**
「市町村社協の相談体制強化による困窮者支援」



〔頒布価格〕500円（税込・送料別）

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 頒布資料一覧

<https://www.zcwvc.net/member/books/>

全社協からのお知らせ

全社協地域福祉推進委員会「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護支援体制の構築に向けた基本的な方策（第2次）」（令和5年4月21日）

全社協地域福祉推進委員会は、「今後の権利擁護体制のあり方検討委員会」を設置し、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、平成30年に「成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」（第1次方策）を策定し、社協としての権利擁護体制の構築に向けた取り組みを提言しました。

令和4年度、「今後の権利擁護体制のあり方検討委員会」では、令和4年3月に第二期基本計画が閣議決定されたこと、平成29年及び令和2年の社会福祉法改正により、市町村が主体となって包括的な支援体制を構築することが規定されたこと等を踏まえ、第1次方策の見直しを行い、この度、第2次方策をとりまとめました。

第2次方策では、権利擁護支援体制の構築に向けた社協としての取り組みの考え方を再確認するとともに、第1次方策以降の体制整備の進捗状況や第二期基本計画の内容を踏まえて、今後取り組むべき内容を提言しています。

**全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会「今後の権利擁護体制のあり方検討委員会」
成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護支援体制の構築に向けた
基本的な方策（第2次）（令和5年4月21日）
全体構成**

I 社協がめざす地域における総合的な権利擁護支援体制の構築

- ① 社協における権利擁護支援の取り組み
- ② 社協がめざしてきた総合的な権利擁護支援体制と第二期基本計画の方向性の重なり
- ③ 市町村が進める包括的な支援体制の構築とあわせて、権利擁護支援の体制整備に引き続き取り組む（地域共生社会の基盤づくり）

II 第二期基本計画を踏まえた今後の取組

1. 市区町村社協、指定都市社協の役割と取組

- ① 権利擁護支援を通じた地域づくり
- ② 行政の役割と連携のあり方
- ③ 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築及び強化のための取組
 - ア 中核機関の設置・社協としての受託推進
 - イ 家庭裁判所との連携
 - ウ 中核機関の機能の充実・強化
 - エ 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携
 - オ 権利擁護支援の担い手の確保・育成
 - カ 法人後見の受任体制の整備
 - キ 身寄りのない人への支援
 - ク 財源確保（公的財源、民間財源（遺贈等含む））

2. 都道府県社協の役割と取組

3. 全社協の役割と取組

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護支援体制の構築に向けた基本的な方策（第2次）
<https://www.zcwwc.net/member/news/2023/04/21/5338/>

全社協地域福祉推進委員会「日常生活自立支援事業におけるキャッシュレス決済の利用について～意思決定支援に基づく利用者の支援のために」(令和5年4月21日)

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な人を対象に、一人ひとりに寄り添った丁寧な相談支援を通じて、その人らしい暮らしを支えてきました。

近年、キャッシュレス化などの生活経済の環境変化により、様々な支払いにキャッシュレス決済を使う利用者も増えてきていますが、気づかないうちに生活費を消費してしまって生活に困窮したり、多重債務を抱えてしまうなどの課題が出てきています。

こうした状況を踏まえ、全社協地域福祉推進委員会では、令和4年度、「今後の権利擁護体制のあり方検討委員会」において、キャッシュレス決済の利用に伴う課題を整理するとともに、意思決定支援を基本とした日常生活自立支援事業の支援の考え方やポイントについて検討を行いました。

この度、検討内容を「日常生活自立支援事業におけるキャッシュレス決済の利用について～意思決定支援に基づく利用者の支援のために～」としてとりまとめました。

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会「今後の権利擁護体制のあり方検討委員会」 日常生活自立支援事業におけるキャッシュレス決済の利用について ～意思決定支援に基づく利用者の支援のために～(令和5年4月21日)の主なポイント

1. キャッシュレス決済の利用に伴う現状、課題

- キャッシュレス決済の場合、現金に比べて使えるお金の範囲が見えづらく、判断能力が不十分な状態にある本事業の利用者にとっては、家計管理が難しい。
- スマートフォンからの後払い決済については、手持ちの現金や預金残高が不足しても容易に商品購入やゲーム課金ができてしまい、家賃や光熱水費等のライフラインに関わる固定費が支払えなくなる事態も発生している。

2. 支援にあたっての基本的な考え方とポイント

①キャッシュレス決済の広がりに対応した支援

- 日常生活自立支援事業は、本人の意思に基づいて金銭管理を支援する事業であり、キャッシュレス決済にはメリットも多くあることから、支援者側の都合だけで本人のキャッシュレス決済の利用を制限することは適切ではない。

②本事業の役割、立ち位置の再確認

- 本人の意思決定を支援する日常生活自立支援事業の役割に立ち返り、専門員や生活支援員が本人に代わって家計を管理するのではなく、課題を解決する主体は本人であること、本人を中心においた支援を行うことを再確認する必要がある。

③家計改善支援事業、消費生活センター等との連携

- 家計改善支援事業では、相談時家計表やキャッシュフロー表等の作成を通じて、本人の家計を見える化したり、債務整理や今後の家計管理について専門的な助言を行うことが可能であり、積極的な連携が期待される。

④生活費の管理のための工夫

- キャッシュレス決済を利用する場合に、スマホ決済の口座と電気やガスなどの引き落とし口座が同一になっていると、ライフラインが止まってしまう恐れがあることから、その危険性を本人に説明し、口座を分けることも有効な方法である。

⑤障害特性に応じた支援

- 障害ごとの特性を理解し、本人に分かりやすい方法による説明や家計管理方法の提案を進めていく必要がある。

3. 今後の課題

- キャッシュレス化の進展の中で、判断能力が不十分な人の権利が守られ、安心安全に利用できるような環境整備に向けて、制度上の対応や事業者側への働きかけ等も含めて検討することが必要。

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク | 日常生活自立支援事業におけるキャッシュレス決済の利用について～| 意思決定支援に基づく利用者の支援のために～

<https://www.zcwvc.net/mypage/>

※ 「社協ページ」(要ユーザー名・パスワード)の「地域福祉関連資料」に掲載。

制度・施策等の動向

厚生労働省「認定就労訓練事業の活用促進について」（令和 5 年 4 月 17 日）及び「生活困窮者の農福連携ガイドブックの発行について（情報提供）」（令和 5 年 4 月 18 日）

令和 5 年 4 月 17 日、厚生労働省は、各都道府県・市区町村生活困窮者自立支援制度主管部局宛に、事務連絡「認定就労訓練事業の活用促進について」を発出しました。

今回の事務連絡では、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論の整理（中間まとめ）等を踏まえた認定就労訓練事業の認定に関する手続の簡素化、認定就労訓練事業リーフレットの更新、就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大に関する取組事例の紹介等がなされています。

また、4 月 18 日、厚生労働省は、各都道府県・市町村生活困窮者自立支援制度主管部局宛に、事務連絡「生活困窮者の農福連携ガイドブックの発行について（情報提供）」を発出し、「生活困窮者自立支援制度における農業分野等との連携強化モデル事業」（令和 2 年度から令和 4 年度）から得られた成果・課題を踏まえてとりまとめた「生活困窮者の農福連携～生活困窮者自立支援制度における農業分野等との連携強化モデル事業～ガイドブック（手引書）」（JA 共済総合研究所）の周知を図りました。

令和 4 年 3 月 31 日時点における認定就労訓練事業所の認定件数は 2,042 件です。社協を含む社会福祉法人の認定件数は 1,158 件で、全体に占める割合は 56.7%です。

一方で、自治体向けのアンケートでは、認定就労訓練事業の利用実績がない理由として「地域に認定就労訓練事業所がない、あるいは少ない」と約 7 割の自治体が回答しています。また、認定就労訓練事業所の認定数や受入実績を増やすために必要なこととして、4 割以上の自治体が「就労訓練事業の開拓を行う専門人材の育成・確保」、「対象者と就労訓練事業所のマッチングの支援」、「受入れ事業所に対する金銭的インセンティブ」と回答しています。

生活困窮者の社会参加に向けて、社協が培ってきたソーシャルワーク機能や施設・設備等を活用し、積極的に認定就労訓練事業所の認定を受けることが期待されます。

困窮者支援情報共有サイト 認定就労訓練事業の活用促進について

<https://minna-tunagaru.jp/mhlw/#a-04>

困窮者支援情報共有サイト 生活困窮者の農福連携ガイドブックの発行について（情報提供）

<https://minna-tunagaru.jp/mhlw/#a-04>

JA 共済総合研究所 生活困窮者の農福連携～生活困窮者自立支援制度における農業分野等との連携強化モデル事業～ガイドブック（手引書）

<https://www.jkri.or.jp/newsrelease/20230402.html>

厚生労働省「「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正」（令和 5 年 4 月 17 日）及び「介護支援専門員資質向上事業ガイドライン」（令和 5 年 4 月 17 日）

令和 5 年 4 月 17 日、厚生労働省は、各都道府県知事宛に通知「「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について」を発出し、介護支援専門員の法定研修の実施要綱の改正を行いました。

また、この実施要綱の改正を踏まえ、同日、厚生労働省は、事務連絡「介護支援専門員資質向上事業ガイドライン」を発出しました。このガイドラインは、都道府県における介護支援専門員の法定研修実施の際の手引書として活用するものです。

今回の法定研修の改正により、介護支援専門員に求められる能力や役割の変遷、昨今の施策動向等を踏まえ、適切なケアマネジメント手法の考え方、権利擁護や意思決定支援など職業倫理の視点、地域共生社会の実現に向けた内容等が追加されています（施行日：令和 6 年 4 月 1 日）。

介護支援専門員の研修カリキュラムの見直しの方向性

- ① 幅広い視点で生活全般を捉え、生活の将来予測や各職種の視点や知見に基づいた根拠のある支援の組み立てを行うことが介護支援専門員に求められていることを踏まえ、そのような社会的な要請に対応できる知識・技術を修得できるように科目の構成・内容を見直す
 - ・ 根拠のある支援の組み立ての基盤となる視点（適切なケアマネジメント手法や科学的介護（LIFE）等）を学ぶ内容を各科目類型に追加
 - ・ 高齢者の生活課題の要因等を踏まえた支援の実施に必要な知識や実践上の留意点を継続的に学ぶことができるように、適切なケアマネジメント手法の考え方を実務研修課程、専門研修課程Ⅰ、専門研修課程Ⅱ、主任研修課程、主任更新研修課程に横ぐしをさして学ぶ科目類型を追加
 - ・ 認知症や終末期などで意思決定支援を必要とする利用者・世帯がさらに増えるとともに、根拠のある支援の組み立てに向けて学ぶべき知識・技術の変化が今後も進むと考えられる。そのような変化の中では、職業倫理の重要性は一層高まることを見込まれる。そのため、職業倫理についての視点を強化
- ② 介護保険外の領域も含めて、制度・政策、社会資源等についての近年の動向（地域共生社会、認知症施策大綱、ヤングケアラー、仕事と介護の両立、科学的介護、身寄りがない人への対応、意思決定支援等）を定期的に確認し、日々のケアマネジメントの実践のあり方を見直すための内容の充実・更新を行う
 - ・ 制度・政策、社会資源等についての近年の動向に関する内容を反映
 - ・ 専門研修課程Ⅱ、主任更新研修課程にケアマネジメントの実践の振り返りを行うとともに、ケアマネジメントプロセス等に関する最新の知見を確認し、実践のあり方を見直すための科目を新設
- ③ 法定研修修了後の継続研修（法定外研修、OJT 等）で実践力を養成することを前提に、カリキュラムの内容を幅広い知識の獲得に重きを置いた時間配分（＝講義中心）に見直す
 - ・ 限られた法定研修の時間数を考慮し、法定研修の内容は継続研修への接続を意識した知識の獲得に重きをおいた内容とする
 - ・ 継続研修での実践力の養成の基盤となる幅広い知識の獲得が行われるように、主に実務課程について、「必要な知識を記憶しており、具体的な用語や実例等を述べることができるレベル」又は「必要な理念や考え方について理解しており、その理念や考え方について自分の言葉で具体的に説明できるレベル」を修得目標として設定

厚生労働省 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001088123.pdf>

厚生労働省 「介護支援専門員資質向上事業ガイドライン」の発出について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001088124.pdf>

厚生労働省「第 14 回社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」（令和 5 年 4 月 17 日）

令和 5 年 4 月 17 日、厚生労働省は、「第 14 回社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」（委員長：野口 晴子 早稲田大学政治経済学術院教授）が開催され、介護分野の文書に係る負担軽減の取組の進捗について報告が行われました。

指定申請・報酬請求・実地指導関連文書の国が定める標準様式に関して、自治体向けのアンケート結果によると、加算の届出に係る様式例の利用状況について、「すべての様式例を、修正を加えずに利用している」と回答した自治体は 55.9%でした。また、総合事業の指定申請等に係る様式例の利用状況について、「すべての様式例を修正を加えずに利用している」と回答した自治体は 34.1%でした。

厚生労働省 第 14 回社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32677.html

厚生労働省「令和6年度の同時報酬改定に向けた意見交換会」（令和5年4月19日）

令和5年4月19日、「令和6年度の同時報酬改定に向けた意見交換会」が開催され、令和6年度診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス費等報酬の同時改定に向けて、①高齢者施設・障害者施設等における医療、②認知症をテーマに意見交換が行われました。

認知症に関しては、検討の視点として、①地域包括ケアシステムにおける認知症の人への対応、②医療機関・介護保険施設等における認知症の人への対応、③認知症の人に係る医療・介護の情報連携が挙げられています。

「認知症」の検討の視点

(1) 地域包括ケアシステムにおける認知症の人への対応について

- 今後増加が見込まれる認知症の人に対し、認知症になっても、本人の意思が尊重され、尊厳をもって暮らし続けることができるように、認知症に早期に気づき、本人の意思決定を支援し、既存の医療・介護資源を活用しつつ、適時・適切な医療や介護を、その地域の実情に応じた確に受けられる体制を構築していくためには、どのような方策が考えられるか。
- 特に単独世帯の高齢者について、認知症に早期に気づき、社会生活を継続できるように、適時適切に医療・介護、服薬支援・生活支援等が提供されるためには、どのような方策が考えられるか。

(2) 医療機関・介護保険施設等における認知症の人への対応について

- 専門的な医療・介護提供が可能な人材育成とその活用とともに、広く医療機関・介護保険施設等における認知症の人への理解や認知症対応力を更に向上させるための取組についてどのような方策が考えられるか。
- 多職種で連携しながらBPSDへの対応やBPSDを未然に防ぐケアを推進するためにどのような方策が考えられるか。
- 認知症の人に適切なケア提供を行う目的で、認知機能や生活機能などを適切に評価するためにはどのような方策が考えられるか。
- 医療現場等における身体拘束の問題を含め、認知症の人の尊厳を重視した適切な認知症ケア提供をさらに進めていくためには、どのような方策が考えられるか。

(3) 認知症の人に係る医療・介護の情報連携

- 医療・介護間での認知症の人に係る情報連携を推進するために必要な情報提供の内容（情報提供項目・様式等）、連携のあり方及び連携を推進するために必要な方策について、どのように考えられるか。

厚生労働省 令和6年度の同時報酬改定に向けた意見交換会
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000162533_00002.html

法務省「法制審議会家族法制部会第25回会議」（令和5年4月18日）

令和5年4月18日、「法制審議会家族法制部会第25回会議」（部会長：大村 敦志 学習院大学法科大学院教授）が開催され、家族法制の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討が行われました。

父母の離婚後の親権者に関する規律等に関して、現行民法第819条では、父母の離婚後は、例外なく、その一方のみを親権者と定めなければならないこととされています。「家族法制の見直しに関する中間試案」（令和4年11月15日）では、離婚後において父母双方が親権者となることができるようにする【甲案】と、現行民法の規律を維持するものとする【乙案】が両論併記され、令和5年2月までに行われたパブリック・コメントの手続においても、【甲案】に賛成する意見と【乙案】に賛成する意見の双方が寄せられています。

今回の会議では、見直しに慎重な意見を示した委員もいたものの、他の多くの委員・幹事からは、父母双方を親権者とするについて父母が合意することが可能な場面で、離婚後において父母双方が親権者となることができるように見直しを行うことに賛成する意見が出されました。

法務省 法制審議会家族法制部会第25回会議
https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00191.html

こども家庭庁「第1回こども政策推進会議」(令和5年4月18日)及び「第1回こども家庭審議会」(令和5年4月21日)

令和5年4月18日、「第1回こども政策推進会議」(会長：岸田 文雄 内閣総理大臣)が開催され、こども大綱の案の作成の進め方について協議が行われました。

この会議は、こども基本法に基づきこども大綱の案を作成し、こども施策の実施を推進する政府全体の司令塔の役割を果たすこととされています。

今回の会議では、こども大綱の案の作成にあたって、こども家庭庁設置法に基づき基本的な政策に関する重要事項を調査審議することとされている、こども家庭審議会に諮問することとされました。

続く4月21日、「第1回こども家庭審議会」(会長：秋田 喜代美 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授)が開催されました。

今後は、この審議会において、こども大綱の検討に向けた論点整理等がまとめられた「こども政策の推進に係る有識者会議第2次報告書」(令和5年3月28日)を踏まえつつ、今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について検討が行われることとなります。

あわせて、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」及び「こどもの居場所づくりに関する指針(仮称)」の案の策定に向け、具体的な事項の検討が行われることとされています。

こども家庭審議会の分科会及び部会

こども家庭審議会は、内閣総理大臣又はこども家庭庁長官の諮問に応じて、

- ・ 子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項
- ・ こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関する重要事項
- ・ こども及び妊産婦その他母性の保健の向上に関する重要事項
- ・ こどもの権利利益の擁護に関する重要事項

を調査審議することや、関係法律の規定によりその権限に属された事項を処理。

分科会	部会
子ども・子育て支援等分科会 児童福祉文化分科会 成育医療等分科会	基本政策部会 幼児期までのこどもの育ち部会 こどもの居場所部会 科学技術部会 社会的養育・家庭支援部会 児童虐待防止対策部会 障害児支援部会 こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会

首相官邸 総理の一日(令和5年4月18日) こども政策推進会議
https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202304/18kodomu.html

こども家庭庁 第1回こども政策推進会議
<https://www.cfa.go.jp/councils/suishinkaigi/2RUcgMwP/>

こども家庭庁 第1回こども家庭審議会
<https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/2AeUuBkX/>

情報提供・ご案内

厚生労働省「令和5年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）」（インターネット回答締切：令和5年7月7日）

令和5年5月、厚生労働省は、各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に、「令和5年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）」を実施します（インターネット回答締切：令和5年7月7日）。

コロナに伴う医療関係の特例的な支援の検証やこども政策の充実に向けた財源の確保、防衛力整備計画に基づく財源の確保等、これまで以上に報酬改定を巡る外部環境が厳しい中、今回の実態調査は、令和6年度診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス費等報酬の同時改定に向けた基礎資料として活用される大変重要な調査です。

介護サービス事業を実施する市区町村社協の皆様におかれましては、社協の経営実態に即して、適切にご回答いただきますようお願いいたします。

なお、今回の調査から、事前に「一括送付」を届出ることにより、個々の事業所への送付ではなく、法人本部宛に一括して調査関係書類を郵送する仕組みが導入されました（一括送付届出締切：令和5年4月30日）

厚生労働省 令和5年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）へのご協力依頼について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001087584.pdf>

厚生労働省 一括送付の仕組みの創設について
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/78-23_shikumi.html

農林水産省「令和5年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策 農福連携型） 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）及び農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）の追加公募予定」

農林水産省は、農福連携の推進を図るため、障害者等の雇用及び就労を通じた農林水産業経営の発展に必要な農林水産物生産施設、加工施設、販売施設等の整備を行う取組、福祉と連携した農林水産業に関わる技術等の習得を行う取組等を支援するため、社協を含む社会福祉法人をはじめ、農業法人等に対して、「令和5年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策 農福連携型）」を活用した補助事業を実施してきました。

この度、令和5年6月中旬～7月中旬ごろを目途に追加公募が実施される予定であることが公表されました。

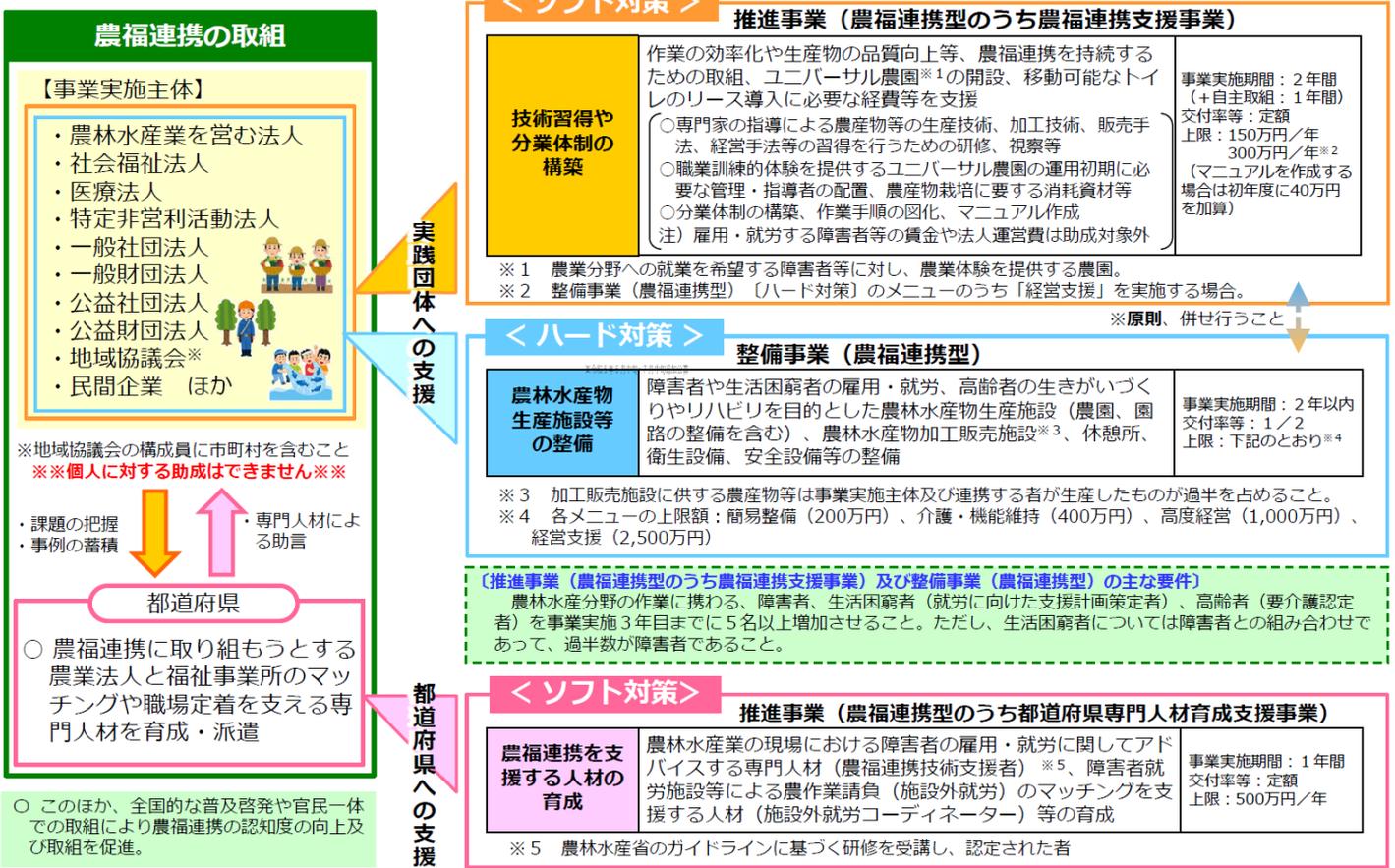
農山漁村発イノベーション推進事業・整備事業

事業名等	内容	交付率/助成額上限	対象
農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）	農福連携の取組を行う農林水産物生産施設等の管理者、当該施設に従事する障害者及び生活困窮者等が、専門家の指導により農産物等の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察、ユニバーサル農園の開設、運営等並びに分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成、移動式トイレの導入支援	○交付率…定額 ○助成額上限…150万円 * 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）の(3)「農業経営支援型」と併せて実施する場合には、各年度の助成額の上限は、一事業実施主体当たり300万円。 * 分業体制の構築及び作業マニュアル作成を行う場合には、40万円を助成の上限として、事業開始年度の助成額に加算できる。	農業法人、 社会福祉法人 、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、地域協議会（構成員として市町村を含むこと）、民間企業 等

<p>農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）</p>	<p>障害者や生活困窮者の雇用及び就労を目的とする農林水産物生産施設（簡易な農地の整備を含む。）、加工販売施設並びに高齢者の生きがい及びリハビリを目的とした農林水産物生産施設又はそれらの附帯施設（休憩所、農機具収納庫、駐車場、給排水施設、衛生設備、安全設備等）の整備</p>	<p>○交付率…2分の1以内 ○助成額上限 (1) 簡易整備型…200万円 比較的安価な設備投資による農林水産物生産施設及び附帯施設の整備 (2) 高度営農支援型…1,000万円 収益性の高い複合的な営農形態の導入又は農林水産物の生産、加工、販売等を併せて行う農林水産物生産施設等の整備 (3) 農業経営支援型…2,500万円 農福連携の取組を通じて経営改善を積極的に進めるために必要となる農林水産物生産施設等の整備 (4) 介護・機能維持型…400万円 高齢者の介護、機能維持、機能改善等の介護福祉を目的とした農林水産物生産施設及び附帯施設の整備</p>	<p>農業法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、地域協議会（構成員として市町村を含むこと）、民間企業 等</p>
---------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

■農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）

- 農福連携に取り組む農業法人や福祉サービス事業者等に対するソフト・ハード一体的な支援
- 都道府県が行う専門人材の育成等を支援



農林水産省 令和5年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策 農福連携型）のうち農福連携支援事業及び農山漁村発イノベーション整備事業の公募 **※令和5年6月中旬～7月中旬追加公募**
https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousin/230222_301-16.html

農林水産省 令和5年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策 農福連携型）のうち普及啓発等推進事業の公募 **※令和5年6月中旬～7月中旬追加公募**
https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousin/230222_301-17.html

【参考】社協における農福連携の取組実践事例

北海道・標茶町社会福祉協議会

就労継続支援B型事業所「しべちャコスモス」

○ 基礎情報【経営形態：標茶町育成牧場での各種作業など】

【職員数：4名、事業所利用者数：10名】

1 農福連携に取り組んだ経緯

北海道・標茶町社会福祉協議会が、障害者の自立支援を願う保護者の声にこたえて小規模授産施設を平成元年に開設。平成20年には就労継続支援B型に事業移行。利用者のニーズをしっかりと把握し、一人一人の個性を活かせるよう支援。

2 取組内容

(1) 就労形態：

就労継続支援B型事業所。町内から通所。

利用者は10名（精神障害者1名、知的障害者9名）

(2) 就労期間：

通年

(3) 就労時間：

8：30～15：30

（昼休憩 12：00～13：00、その他小休憩あり）

(4) 利用者の作業内容

① 標茶町からの受託

- 標茶町育成牧場(多和平)で牛飼料袋や廃プラスチックシートを洗浄・整理する作業。
- また、「牛のゲップに含まれるメタンガスを抑制する効果があるとされるホンダワラ（海藻）」を干して小さくカット・粉砕する作業を試験的に実施。

② 製品の製造・販売

- 標茶町育成牧場から牛ふんや羊毛を購入し、牛ふんはふるいにかけて肥料として400円/10kgで販売。羊毛は帽子や靴下に加工して販売。

③ 民間からの受託

- 種苗会社からは植林用の小さな苗を抜く作業。酪農家からは廃プラスチック容器の整理作業や販売直前の牛のブラッシング作業などを受託。

3 取組の特徴

- 地域に根ざした活動や人との触れ合いを大切にし、イベント参加や交流事業を積極的に行い、社会性や協調性を高められるような活動を実施している。

4 障害者就労への考え方

- 障害を持っていても外で働き、休日はリフレッシュするなどいきいきと自立した生活を営んでいただけるように支援していきたい。

5 今後の予定や将来展望

- 重度の障害を持つ者が少ないため、屋外での作業受託が可能であるが、高齢化と女性の割合が半数を占めているため、重労働の受託が困難となってきた。
- 収支状況が厳しいため、施設利用者の拡大(給付金の増加)や、それに伴う各種作業受託により、収支の安定が望まれる。

※ 北海道農政事務所『北海道内における農福連携の取組実践事例』（令和4年10月調査実施）より

農林水産省 農福連携の取組事例

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/jirei.html>